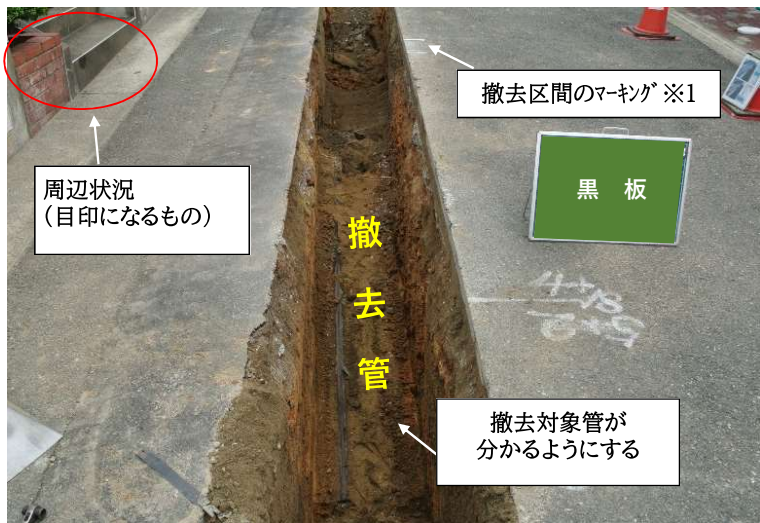


R6.4 工事書類簡素化要領改定の概要（既設管撤去の確認方法について）

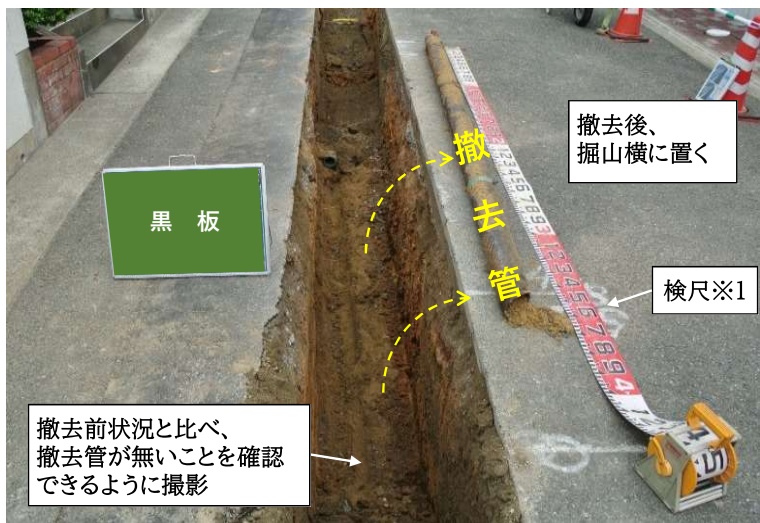
■改定内容(令和6年4月1日以降契約の工事から適用)※既契約工事における既設管撤去工が未着工の工事においても適用可能

改定前

撤去前



延長確認（撤去後）<撤去前状況写真と同写角にて撮影>



改定後

撤去前



写真撮影の省略により、

- ・手間が減り施工の進捗UP!
- ・工事写真管理、監督員による写真確認の省力化!

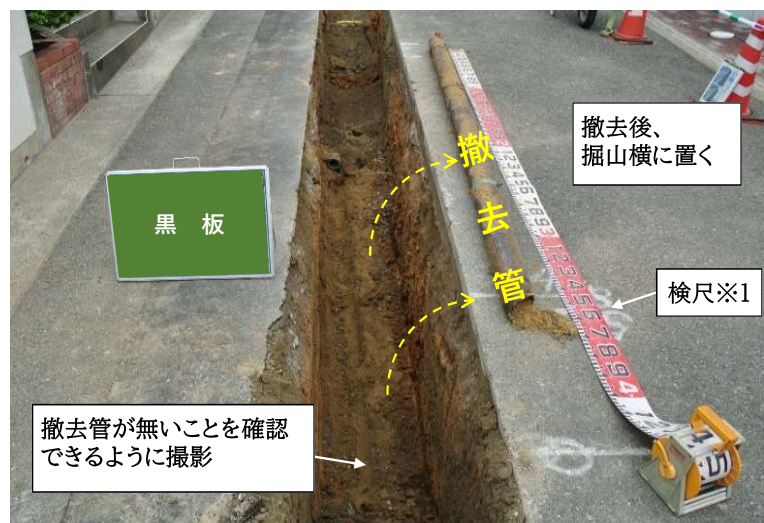
につながる。

さらに、建設業の課題である、

- ・週休2日の取組み
- ・建設業への時間外労働上限規制への対応

など働き方改革への寄与に期待できる。

延長確認（撤去後）<掘山内を確認できるように撮影>



■確認事項

- ・掘山横に撤去管を置き、掘山内を確認できるように撮影
- ・掘山横の撤去対象管に延長テープを添える

※1 延長確認は、撤去対象管が破断したり、曲管部が連続し検尺が困難となることを考慮し、測点管理にて確認するが、延長参考のため、延長テープを添える

黒板記載例

工事件名:○○○配水管布設工事
 工 種:既設管撤去工
 位 置:No.○～No.○+○○
 形状寸法:DIP-Tφ100 既設管撤去後 L=○○.○m ※4
 ※2 黒板の延長は測点間延長であり、検尺延長ではない